

**「化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容に係る区域の見直し(素案)」に対して
提出された意見等の概要及び市の考え方等**

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 2件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>基本的に今回の見直しに賛成する。 新たに指定される区域は妥当と思う。しかし、残りの区域が指定区域外であるか疑問がある。例えば、指定区域内で、動物を飼養していて、事業所が指定区域外にあり届出を免れるケースがあるのではないか、実地調査に基づいて見直しをしたのか。</p>	<p>北海道化製場法等に関する条例において、許可を必要とする動物の種類と飼養頭数が定められています。 新たな指定区域内において、当該条例が定める条件で動物の飼養又は収容している場合は、事業所が指定区域外にあっても届出対象になります。 新たに指定する区域につきましては、北海道が条例で定める区域指定の基準に該当するかを実地調査を行って、見直しをしていることから、素案のとおりといたします。</p>
2	<p>今回の指定区域について、見直しの期間が30年ぶりとのことで、こまめな見直しをして頂きたい。</p>	<p>今後につきましては、御意見を踏まえ、地域の実態を勘案し適切な時期に見直しを図るよう努めてまいります。</p>